

# 第 2 6 回 三 番 瀬 再 生 会 議

## 議 事 録

日時 平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日 ( 木 )  
午後 6 時 0 0 分 ~ 午後 8 時 4 0 分  
場所 浦安市民プラザ Wave 1 0 1

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 議 事 .....	1
( 1 ) 第 2 4 回から第 2 5 回までの再生会議の結果について .....	2
( 2 ) 三番瀬評価委員会での検討結果について .....	3
( 3 ) 平成 2 1 年度千葉県三番瀬再生実施計画 ( 案 ) について .....	1 6
3 . 報告事項	
・ 目標生物調査事業について	
・ 三番瀬の再生・保全のための標語 ( キャッチコピー )、シンボルマーク、 マスコットキャラクターの選考について	
・ 三番瀬再生会議委員の応募状況について	
・ 市川市塩浜護岸改修事業の進捗状況について .....	3 2
4 . 閉 会 .....	3 4

## 1. 開 会

三番瀬再生推進室 定刻となりましたので、ただいまから第 26 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、本木委員から、所用のため欠席との連絡がございました。現在、委員 22 名中 16 名の御出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数を充足していることを報告いたします。

本日の配付資料ですが、資料一覧を別紙により添付しておりますので、御確認いただき、不足等があればお申し出をいただくようお願いいたします。

なお、資料 5 の後ろに後藤委員から配付依頼のございました資料を加えております。

各委員、オブザーバーの皆様には、いつものように青いホルダーに入れた千葉県三番瀬再生計画等を用意しております。それに加えて、会議資料ではございませんが、三番瀬カレンダーをお配りしております。このカレンダーは、県の三番瀬再生支援事業補助金を財源の一部として三番瀬カレンダー製作実行委員会が作成したもので、委員、オブザーバーの皆様へ贈呈したいということで提供があったものでございます。

本日は、知事が出席を予定しております。冒頭に御挨拶を申し上げますところですが、所用により少々到着が遅れております。知事からは後ほど御挨拶をいたします。

## 2. 議 事

三番瀬再生推進室 それでは、これから会議を始めますが、会議の進行につきましては、大西会長をお願いいたします。

会長、よろしくをお願いいたします。

大西会長 皆さん、こんばんは。

今日は 6 時からということでお集まりいただきまして、ありがとうございました。先ほど紹介のあったカレンダーは、去年、カルタをおつくりになったのですか、今年はカレンダーということで、まだ私は見ていないのですが、飾っていただきたいと思います。

最初に、会議の運営について、これは前回もお願いしたのですが、今日は特に 6 時からということで限られた時間ありますので、特にこの会場は、いつも使用させていただいていますが、使用時間の厳守が求められているということで、会議での発言のお願いとしてペーパーをお配りしてあります。限られた時間の中で多くの意見が出せるように、ポイントを絞って、簡潔でわかりやすい御発言、概ね 1 回当たり 1 分程度でまとめていただくとありがたいということです。議題の進行に沿った発言をお願いしたいということで、これをルールとしていきたいと思っておりますので、是非御協力をお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めさせていただきます。

今日は、木村委員と三橋委員をお願いしたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。

本日の主な議題は、「次第」のとおりですが、それに沿って、最初に 24 回から 25 回までの再生会議の結果、それから三番瀬評価委員会の検討結果について、それから、これ

はメインになる議題だと思いましたが、「平成 21 年度千葉県三番瀬再生実施計画（案）について」、3 番として報告事項、4 番としてその他ということになります。

### （ 1 ）第 2 4 回から第 2 5 回までの再生会議の結果について

大西会長　　まず、最初の議題、第 24 回から第 25 回までの再生会議の結果については、お手元に資料 1 が配付されていますが、その中にあります。

　　今回は第 25 回を、9 月 9 日 5 時半から 8 時 35 分まで行ったわけですが、5 ページにその会議録が記載されています。

　　はじめに 23 回から 24 回までの再生会議の結果について報告がありまして、前回の主たる議題は、今日議論いたします実施計画に先立って、その実施計画の概要という資料について意見交換をして、それが今日の実施計画の中に反映されているということになります。「21 年度三番瀬再生事業の方向性」という内容の議論であったわけです。

　　前々回、第 24 回にワーキンググループからの報告がありましたので、その積み残しの議論を含めて意見交換を行いました。個別の事業、例えば千産千消の取り組みや、まちづくり、景観、条例、広報などについて、委員から質問や意見が出されて、これに対して県から回答するというので、5 ページあるいは 6 ページにその具体的な内容が前回の議論に即して記載されています。

　　特にラムサール条約については、前回に引き続いて活発な意見が出まして、意見交換が行われたということです。委員によっては、段階登録を推進すべき、あるいは当初から全面登録を推進すべきだという意見の差もあったわけですが、基本的には「積極的に登録を推進すべきだ」ということに概ね集約されているのではないかと感じました。次の COP までこれから 3 年間結果としてあるということになりましたので、段階的登録の選択肢も持ちながらも、漁業補償問題の進展など新しい状況の中で、全面登録を進めていく方向で県のほうで積極的に活動していただきたいというのがまとめでありました。

　　この点も含めて、県はこれらの意見を踏まえながら 21 年度実施計画（案）を取りまとめて、あらかじめ委員に意見照会をした上で、今日これが議題にかかって議論をする。今日のメインの議題は、この実施計画についてということになります。

　　かいつまんで申し上げますと以上ですが、前回の会議の概要に関する内容の誤り、あるいはこの場で確認したいことがありましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

　　概ねよろしければ、前回の議事はこういうことだったということで御了承いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

大西会長　　ありがとうございます。

　　では、前回の議事の経過については確認していただきました。

## (2) 三番瀬評価委員会での検討結果について

大西会長 次に、議題(2)三番瀬評価委員会の検討結果について、であります。

第24回再生会議で、皆さんの意見を代表して、私のほうから三つのテーマについて評価委員会での検討をお願いしたところです。その結果について、評価委員会の細川座長から報告していただきます。よろしく願いいたします。

細川委員(三番瀬評価委員会座長) 資料2に基づいて、三番瀬評価委員会での議論の様子を報告させていただきます。

資料2をめぐっていただきますと、目次があって、1ページがあります。

1ページに、「検討の趣旨」ということで、(1)評価委員会の役割について、設置要綱に基づく事務が書いてあります。

(2)に「検討指示」ということで、ただいま会長から御紹介がありました三つのことについて、検討の指示があったということを確認しています。一つ目は、三番瀬自然環境調査事業関係で、19年度調査に基づいて三番瀬全体の環境について評価しなさいということ。2番目は、市川市塩浜護岸改修事業に関係したもので、21年度の計画策定に向けて、護岸改修事業でのモニタリング手法について意見があれば言いなさいということ。あわせて、砂つけ試験案が提起されていますが、これについて意見があったら言いなさいということ。3番目は、三番瀬再生実現化推進事業の中で幾つかの試験案が出されているけれども、これが周りに影響があるかどうか評価しなさいということ。試験案の中でモニタリング手法についていろいろ提案されているけれども、あるいは実験の仕方がいろいろ提案されているけれども、それについて意見あるいは助言があったら言いなさいということ。この三つでございます。

実は、評価委員会の議論の中で申し合わせ事項みたいなことをまとめていったわけですが、評価委員会で議論する前提というものを少しまとめてみましょうということ、1ページの(3)以下に、こういう立場でやりましょうねということを確認しました。評価委員会の立場としては、1行目に書いてありますが、幾つかの事業が重なり合って、全体でいろいろ再生に向けて人の手が加わるというようなことが三番瀬で起きたときに、評価委員会としては、三番瀬全体での影響を見ましょう、あるいはいい方向に行っているかどうかを見ましょうという立場ですねということを確認して、2ページ、3ページに、こんなことはわかっているね、こんなことを気をつけようねということ、簡条書きに書いて、こんなふうな立場で議論しましょうということ、まとめてあります。

ちょっと長くなりますが、かいつまんでお話しさせてください。

2ページの「1. 検討の前提と三番瀬再生の理解」で、この場所をどんなふうに、どんな立場で検討していったらいいのかというところがまとめられています。

5)ですが、いろいろな個別事業について評価しなさいというのがこれから評価委員会に尋ねられるわけです。個別の事業については、それぞれの目的・目標も設定されて事業が計画されていますけれども、個別の事業が実施されるときに三番瀬の環境に著しい悪影響を与えないこと、もう一つは、個別の事業実施の目的に沿って全体として三番瀬の再生の方向に進んでいくことが大事でしょうねということ、評価の基準を整理しました。

さらに後ろ、4ページに表がありまして、下の段に表-2があります。上の段は、実施計画の中でいろいろ出されている計画を並べかえたものです。実施中のもの、計画段階のもの、いろいろあって、そんなものが三番瀬で複数一緒に同時に走る、あるいは前後して重なって三番瀬に影響を与えるといったことが懸念される、表-1はそういう表です。

表-2は、評価の視点ということで、悪いインパクトと良くするインパクトと両方見ていきたいと思いますというような視点です。どっちのインパクトも、短いところですぐに起きる、場所が限られてすぐ近くで起こるといったものと、じわじわと全体に広がるものと両方あるから、両方気にしていきたいと思いますというのが評価委員会の立場です。

ただ、評価委員会で議論していくと、2ページに戻りまして、6)ですが、現在の三番瀬の再生計画、事業計画、実施計画というのを立てて、これは、自然を再生するという試みの中で、全国的に非常に画期的な、システム的な計画立案ではあるのですが、評価委員会で議論するときには、これはいいですか、これはいいですかという個別の事業についてお尋ねになっても、その個別の事業が全体を再生するときのどんな位置づけになるのですか、それがどんなふうに組み合わさっているのですか、それがその次どんなふうに展開していくのですかということとはなかなかわかりにくい。この事業ではどこまでやるのですか、どこまで改善されればいいのですかということもわかりにくいということ。あるいは、当面どこまで行けば、次の段階でまた別の改善も重なり合って、だんだんうまくいくのですよというような、時間とともにどんなふうに良くなっていくのかという目標の設定という点が現在の再生計画、事業計画、実施計画の中では見にくいということで、それだったらどこまでやりなさいとか、それだったらもう少し横とこんなふうにつながったらいいでしょうというような議論が非常にしにくいねというような議論が出てきました。三番瀬全体の再生のランドデザインみたいなものがもう一つはっきりしない。もうちょっと具体的にしてくれると、評価委員会としては議論がしやすいのだがということで、評価委員会の委員の皆さんの意見として、そういう中で評価していますということを再生会議の場で皆さんに御紹介するとともに、できればもうちょっとこら辺の議論を進化させていただきたいという要望がありました。この辺については、最後にもう一度繰り返させていただきます。

それから2)ですが、そういうことはあるのですけれども、三番瀬というのはこんな海域だねという理解が幾つかまとめてあります。

3ページの5)ですが、これが先ほど御紹介した表-2の説明です。三番瀬再生の全体の計画は、岸辺のいろいろな再生事業を積み重ねて行って全体としていい方向に行きましょうというようなスタンスなので、いろいろな手を加えることについては、その場所限りとか、その場所近くの影響というものもすぐ現れるけれども、じわじわと来るのもあるでしょうというようなことで、少しそこも配慮した評価をしましょうということでした。

3番目ですが、では誰がどういうふうにするのかということで、評価委員会が何もかも全部というのは無理でしょうということで、1)で県の役割、2)で個別の事業者の役割を整理しました。3)と4)で、長い影響、それから長い影響と短い影響の間の毎年のチェック、こんなものは評価委員会でやっていきたいと思いますというようなスタンスで整理しました。

最後、5)がありますけれども、今のところ、個別の事業というのは護岸の改修がありますが、これは防災の目的も片方で持ちながらの事業ですが、今後、再生それ自体を大きな目標にした事業が少しずつ出てくると思います。そのときには、こんなふうに加えるとこんなふうな効果があるのではないかというようなメカニズムの理解とか、こんなふうにやったらこんなふうになるはずで、ちょっとやってみたらそのとおりになったかどうかという仮説・検証型の調査とか、三番瀬全体の中でどんな変化が徐々に及びそうかというモデルによる検討、こんなものが少しずつ出てくるのかもれませんね。そのときには評価委員会としては、自分たちの持っている知見とか経験とかは幾らでも提供しますよというようなことが書かれています。

そのような議論を少しした後に、評価委員会の検討をしました。5ページが「評価委員会における検討状況」で、いつどんな議論をしたかという記録です。

6ページから結果があります。

まず三つのうちの一つですが、「三番瀬自然環境調査事業について」ということで、19年度調査の結果が出ましたので、それを過去の調査と比べてみて、どんなことが起きているのか、あるいは三番瀬全体が緊急に何かやらなければいけないようなことがあるのかどうか、あるいは21年度以降、三番瀬全体の環境に対する影響の把握、そのための調査の進め方を議論しました。

19年度に何を調査したかということですが、三番瀬自然環境調査は、5年で1周期のスケジュールでもって、各年少しずつ少しずつ調べていくというやり方をしています。19年度は海の魚の調査をしました。です。それから、鳥の個体数の調査をしました。

です。それから、で鳥の行動別の個体数を調べました。で食性、何を食べているかという調査をしました。

評価結果ですが、個体数の調査を調べてみますと、鳥の場合は、6ページの一番下に書いてありますが、平成14年の補足調査の結果と比較しても、この20年間のいろいろな調査と比較しても、個体数・種類数とも減少傾向がありました。ただし、カワウとかミヤコドリとか幾つかの鳥は増加していました。大体減っていくのだけれども、中に増えているのも少しいたということです。

7ページの上から三つ目のパラグラフ、「干潟を生活の場とする」と書いてありますが、シギ・チドリ類のほとんど、それから三番瀬の代表ともされるスズガモ、周辺湿地と三番瀬に見られるカモ類のほぼすべて、こういった鳥が減少傾向を示しています。これはちょっと心配ですねと。

それから、行動別の個体数調査では、日の出前面の干出域をキアシシギや今日ジョシギ、ミユビシギなどが餌場に使っているというようなことが見られまして、環境条件と、鳥の餌を食べるといった行動との関連について少しずつデータがたまっている可能性があります。

一番下ですが、いろいろな鳥についてのデータが蓄積されています。鳥と環境との関係も含めてもうちょっと調査しないといけませんねというところが、鳥についての調査結果です。

それから、8ページ、(イ)に魚について書いてあります。第2パラグラフになりますが、生物の個体数は全体的に少ない傾向になったのですが、夏の個体数が過去の調査と

比較して多くなっているということで、なかなか「悪い」「いい」というのが言いづらいデータになっています。

二つパラグラフが下がったところですが、今回、汽水域に棲むイシカワシラウオというめずらしい魚が、1匹であるけれども確認されました。漁獲対象種でもあるので、こういったものが棲む、あるいは見つかるということは、もしかすると環境再生への第一歩として、少し水がよくなった可能性もあるので、これがどんなふうになるのか、今後とも注目して調べていく必要があるでしょうねということ。

それから、「総括」の一つ上にありますが、いろいろな水産有用魚種の生息地でもあることがデータとして示されてきましたということで、成長段階のどのレベルで三番瀬というところを使っているのか、わからないところもあるのですけれども、水産業の振興にも貢献できる、あるいは振興できるかどうかといったようなところの基礎情報として今回のデータが使えるのかもしれないねという議論をしました。

「総括」ですが、二つのパラグラフなのでざっと読ませていただきますと、「現在の調査結果及び結果の解析状況からは、三番瀬の自然環境に何らかの大きな変化があったのか、観察された変動が過去の変動の範囲内かの判断を下すことはできない。今後は、三番瀬の自然環境に関するデータなど利用可能な全てのデータを用いた分析を進めることが重要であり、最終的には平成22年度の総合解析で変動の結論を出すことになる」。

こういった議論の中で、コメントというか要望を9ページの(3)にまとめてあります。毎年毎年やった結果を県民にわかりやすいような公表に努めてください、これを毎年束ねていって、県民にわかりやすいような公表が5年分たまったところで、県民にもわかるような格好で、この5年間どうだったというような議論をしたい、という要望をしました。併せて、他の機関が実施したデータについても、三番瀬の情報としてファイルしておいてほしいということです。

以上が自然環境調査です。

11ページから、市川市塩浜護岸改修事業の課題についての検討結果です。

11ページの上を書いてありますが、事業者側が事業に伴ってモニタリングをしました。その結果を踏まえて、21年度モニタリングの計画はこれでいいでしょうかという検討をしました。

事業者側は、中段に書いてありますが、目標達成基準というのを自ら設定して、それについて見比べながら事業をしていくというようなことをやっております。

11ページのイですが、事業者側から21年度モニタリング計画と砂つけ試験と二つ御提案いただきました。その内容を見せていただきましたが、内容に大きな変化を要するものはないけれども、ちょっと注意してねということを幾つか指摘しました。それが11ページの(ア)以下に書いてあります。

生物調査関係では、順調に予想されているような生物が石積護岸部に定着し続けるというようなことがありました。今年の冬で3年目の調査になるわけですが、今のところ順調ですねというようなところで、特に冬場の調査については、精密な試験を、あるいは観察を実施しないというような提案でしたけれども、それも21年度については供用できるかなという結論になりました。

が鳥の調査です。この護岸をつくったことと鳥との関係ということで議論されている

ようですが、専門家の目を通して一度議論しておいてくださいねということです。

が波浪と流況の調査です。ここは、護岸、岸辺に波が打ち寄せて、岸の形が直立から傾斜護岸になったことでどんな影響が起きるのでしょうかということ、事業者自ら地形変化とか護岸前面の砂の粗さなどを調べていますが、それが変化したときに波の影響かどうかというのがわからないと困るということで波を調べています。19年度、あるいは20年度途中まで調べているようですが、結果で見ると、波が小さくて非常に影響が小さいということのようなので、この波浪・流況調査は非常にお金がかかることなので、調査を実施しない方向で考えたいということですが、波がどんなふうにそこに押し寄せて、どんなふうな影響がありそうなのか、現在までの知見で整理してくださいと。その結果、このぐらいの力しか働きませんよというようなことがわかれば、特に調べなくてもいいでしょう。小さい波を丁寧に測るというようなことは必要ないでしょう。ただし、そうはいつでも外海に開いていますので、台風などが来ることもあるから、そのときには何が起きたのかわかるような、遠くの観測点からこの三番瀬までどんなふうに波が来ているのかということがわかるような、類推するやり方を検討しておいてくださいという意見になりました。

それから、砂つけ試験という提案がありました。これももうちょっと長くモニタリングするすべを考えたらというようなことも含めて、幾つか提案をしました。

こういった議論をしている中で、波・流れというような物理的環境の観測は、護岸の前面の小さなところで見るということではなくて、三番瀬全体をどんな流れの場なのか、波の場なのかというのをちゃんと把握しておく必要があるねという大きな指摘がありました。三番瀬自然環境調査の中で今年度実施することになりますが、これも見ながら、物理的な一番基本になる作用する力についての評価をどんなふうに位置づけて、どんなふうの実施していくのか、もうちょっと検討してくださいという要望になりました。

それから、13ページに、三番瀬再生実現化推進事業についての検討結果です。

「検討の視点」というのは、三番瀬再生実現化推進事業のうち、干潟的環境形成に係る試験計画を見せていただきました。この試験計画について、周辺の影響がありますかということと、これをやるについてどんな意見がありますかというようなところから議論しました。周辺の影響ということでは、スポット的に実験をするということなので、三番瀬全体に非常に悪い影響があるというようなものではなさそうだということになりましたが、ただ、試験する場所について、既に塩浜護岸のモニタリングをしながら護岸をつくるという場所と重なっているところもあるので、先にそういう手を加えてモニタリングしているところと十分に調整してくださいということを指摘しました。

これをやるのだったらどんなふうにモニタリングをしたらいいですかというのが13ページのイですが、これも最初に「申し合わせ事項」のところでもちょっと議論を紹介しましたがけれども、この実験で得られた結果からどんなふうに三番瀬全体の再生のために役立てるのか、そのためには何を知りたいのかというところを整理して、事前に、こんなことが実験で得られる、あるいはこんなことが実験の結果起きるというようなことをシナリオとしてつくっておいてください、それとのずれがわかるようなモニタリングをしてください、という指摘をしました。そのモニタリングの仕方については、13ページの(ウ)に詳しく書いてあります。

それから、14 ページですが、これは先ほど先走って言いましたけれども、他の事業との関係性について十分整理して調整をしてくださいと申し上げました。

最後、15 ページですけれども、「その他」というところですが、「申し合わせ事項」の6) で一度説明しましたが、評価委員会においては、的確な検討を行う上でも、三番瀬再生の全体像、グランドデザインみたいなものの中で、個々の再生事業の役割とか、この事業とあの事業が相互に助け合ってこんなふうになっているのだというような関連づけとか、あるいは、東側ではこうで、西側ではこうで、その結果、両方相まってこんなふうになるのだというような、二つ三つに三番瀬を分けたようなスケールでの役割とか、それから、少しずつ手を加える中で、最初は再生の目標をこのぐらいに設定して、そのうちよくなればどんどんこんなふうになったらいいねというような、再生の時間的展開や道筋の中で、それぞれのステージごと、段階ごとの目標をより具体的に提示していただくと、評価委員会の中での評価がしやすいし、そもそも再生計画というものがみんなわかりやすくなるでしょう、というようなことを要望させていただいています。

以上でございます。

大西会長　ありがとうございます。

今の報告書の中にもありますけれども、前回から3回にわたって評価委員会で議論していただいて、ただいま御紹介いただいた報告をまとめていただいたものであります。どうもありがとうございます。

この報告については、今日皆さんからの意見をいただいて、再生会議として知事に報告し、意見として提出するということになります。したがって、この後、皆さんから今の報告についての意見をいただきたいと思います。

改めて確認すると、評価委員会は大きく二つの役割があるということで、一つは包括的な三番瀬の環境についての評価であります。もう一つが、個々の再生事業に伴う周辺環境への影響についての評価ということになります。今日はその二つがいわば入っているということになります。特に三番瀬全体に個々の影響が個々の現場の中でどういうふうにあらわれるかということもさることながら、それを通じて三番瀬全体にどういう影響が出ているのか。基本的には再生の方向に歩んでいると言えるのか、それとも環境が悪化しているということなのか。そういう判断をしていただくことが非常に重要な点ではあります。

三番瀬の再生については、既に「再生の目標」というのが基本計画でも整理されていて、「生物多様性の回復」「海と陸との連続性の回復」「環境の持続性及び回復力の確保」「漁場の生産力の回復」「人と自然とのふれあいの確保」という五つの基本的な項目が再生の目標で、それにどういうふうなイメージで将来像を描くのかということの基本計画の中で整理している。そうした目標を目指してさまざまな事業が行われているということで、個々の事業の評価、それらを通じた、あるいは他の影響も含めた三番瀬全体の環境の評価をしていただいているということでもあります。

今報告していただいた内容について、皆さんから御質問、御意見があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

工藤委員　8 ページの真ん中あたりのイシカワシラウオの記載ですが、1匹見つかったからということと、「環境再生の第一歩として今後も注視が必要である」というこの趣旨はよ

くわかるのですが、何となくニュアンスとしては、見つかって少しよくなったんだな、だからこういうふうな方向でもっと見ていったほうがいいぞ、というふうに取り取れるのです。

実はイシカワシラウオというのは、ここに書いてあるとおりのことなのですが、我々の目につくときは、営巣、産卵、育児といいますが、育児というのはちょっとオーバーですけれども、卵が孵化するまでですが、そのときが主なんです。したがって、ペアで見つかることのほうが正常なのです。このように1匹だけ見ついているというのは、偶発的なもの。ですから、環境指標としてこれを取り上げるのは問題があるのではないかと。少し甘すぎるのではないのでしょうかということがあります。

というのは、漁場のほうを見ておりますと、私どもも当然、今、再生が進んで、よりよき漁業ができるように希望はしているのです。期待もしています。多分今年はいいだろうぐらいで期待はしていますが、少なくとも過去2年、3年ぐらいにわたって見ておりますと、ノリもアサリも、それを取り巻く状況も、決してよくなっているという状況は、だんだん厳しくなっています。むしろ非常に警戒をしなければならない事態のほうが多くて、なかなか再生を確認するような状況にないのです。ですから、今まだそんなに甘い考え方を持たないほうが安全ではないか。もちろん、こういう種類をよく見ていたほうがいいですよという、その一言に間違いはございません。

細川委員 この評価につきましては、二つ上のパラグラフに全体のざくっとした結果が書いてありますが、「今回の調査結果のみでは、三番瀬全体の自然環境についての傾向を判断するのは難しい」、これが大きな結論であります。こういうものが見つかったということは、今後も注視が必要であるということでわざわざ書き上げて、ちょっと注意していきましょうねということで特に書き出したということで、それ以上のことはないのです。三番瀬がいいほうに行っている、悪いほうに行っているということ、生き物の回復の目で見ましょうというようなニュアンスの中で、わざわざ書き出したということ以上の意味は特にありません。

清野委員 この部分に関しましては、私に責任がありますのでお答えいたします。

工藤先生からの御指摘は、基本的に御指摘のとおりで、ここに書いてあることと特に正反対という話ではないと思うのですが、加えて説明させていただきますと、三番瀬を汽水域としてどういうふうに管理するか、どういう状態にあるのかというのは、実はきちんとした観測データがございません。そのために、現在とられているあらゆる情報の中から少しでも汽水域としての状態を示すものを読み取っていくというような部分もございまして、そのわかりやすい一つとしてイシカワシラウオを書き入れてあります。先生おっしゃるように、生活史の中でペアでとれるとか、1匹だけでどうかということもあるのですけれども、そういった日本の固有種の一つであり、また漁獲対象種でもあるようなものが一つ見つかったということを手掛かりに、先生が御指摘のような、もうちょっとまとまるとれるような調査法とか、あるいはもうちょっと他の目撃記録がないかとか、そういうことも検討してまいればと思っています。

魚類調査は、とかく羅列的なデータの山でございまして、その中から、県民の方も含めて、何かもうちょっとわかりやすいような情報を拾い出していくという中で、どうしても、科学的にどうかということプラス、水産有用種とか固有種というものに着目して

ここに書いてございます。ただ、この書き方だと、まだまだ調べないとわからないという感じで、何か後ろ向きのように見えるのですけれども、やはり個別の調査だけで終わらないで、もっともっと複合的に考えることと、ちょっとでもこうやって議論していただいて、またイシカワシラウオ、あるいはシラウオと言っている場合も普通にありますが、そういう情報をお寄せいただいて、多くの方がこの調査結果に興味を持っていただける仕組みというか雰囲気をつくっていただければと思います。ありがとうございます。

工藤委員 実はこの魚に関して言うと、河口が浅くて、しかも小石、砂利が存在するような場合、そこに営巣しますので、そういう状況があれば、少々汚れた水でもやってきます。そういう川は日本中にたくさんあるのですが、残念ながら三番瀬の周辺はそういう形の川がないのです。そんなもので少なくなっている。ですから、再生云々というところとちょっと難しい問題になってしまうのではないかと思います。そういう状況さえつくればこれは出てきます。

遠藤委員 護岸検討委員会のほうで、評価委員会の結果を踏まえて、是非再生会議のほうに話をしておく必要があるといった内容のことが実はありますので、ここでちょっとお話しさせていただきます。

21年度のモニタリング計画等に関連して、11ページにありますように、「モニタリング結果」の部分で、「今後の推移においても引き続き注意深くモニタリングが必要である」と、モニタリングの必要性を強調されています。また、生物調査項目の下のほうでも、冬季の調査を行わないとすれば、定点での写真撮影による記録を残すなどの工夫が必要だと。それから、12ページの下のほうに、波浪観測等の関連において、何か起きたときには外海での波の観測地点から類推ができるような、そういう検証も必要だというようなことが指摘されているわけです。

実は護岸検討委員会で調査している内容は、あくまでも護岸がどういう影響をもたらすかという目的で調査をしているわけで、三番瀬のある程度の流況とか、ある程度の広い面の面的な調査を目的としているわけではないわけです。ましてや、調査項目が増えたり、あるいは期間がだんだん長くなっていくことによって、いろいろな調査項目が増えたりしてしまっていて、実は来年度の冬季調査は予算的にできなくなってきたということも一つ出てきているわけです。

それで、12ページの下「その他」のところにもありますように、「県においては、例えば三番瀬の自然環境調査事業の枠組みの中での調査実施等について検討することを要望する」と。これはどういう解釈をすればいいのかちょっとあれですが、基本的に三番瀬全体を把握するような調査がどうなっているか。非常に多くの人たちが集まって、長い時間かけていろいろ検討しているわけですが、もう少し長期のスパンにおいて何かを検証しようとしたときに、観測データがないというのは致命的です。よく我々が外部でいろいろな調査をして、意見聴取、見聞調査などをしても、「変わった」ということは誰しもが認めるのですけれども、どの程度変わったかということについては、それを裏づける資料がないということが非常に多いのです。

特に、既にいろいろな調査が始まって、いろいろやってきているわけですが、個々において検証のためのモニタリングをしていますけれども、ある程度全体が把握できるような調査というのはどうなっているか。個々においてのデータがあったとしても、それを

どこかが一元化してまとめて、全体で使えるようなデータにしておく必要があるのではないか。特に今回は、護岸検討委員会では、もう既に、そういう調査の一部分であります。できないという状況が出てきていますので、県全体として、三番瀬がどういうふうに変遷してきたかということが把握できるような調査をはっきり位置づけて、どこか決められたところできちっとしたデータをとっておく必要が極めて重要ではないかと思うのです。

しかも、県の内部でもいろいろな部署でデータをとっていることを伺っていますが、それが一元化されてきちっとしたデータとして使えるような状態になっているかどうか。既にモニタリングについてもいろいろなマニュアルがまとまっていますので、それらをもとにしてきちっとやれば、非常にいいデータになるだろうと思います。それで、護岸は護岸として必要があれば最低限のことをやるわけですが、もう少し広域にわたってきちっと把握できるような調査を、是非どこかのセクションが中心になって、データも一元化しておいてほしいということを強く要望いたします。

これは護岸検討委員会での意見の結果として出てきておりますので、あえて申し上げさせていただきます。

松崎委員 評価委員の皆様、御苦労さまです。大変よくできていらっしゃると思います。

評価委員会の範疇ではないのかもしれませんが、6ページの の鳥類の個体数が減ってきているということで、減少していくことについて、どうして減少してきたのかというのは範囲外でしょうか。座長さん、減少してきているんですよということだけで、あとはどうなっていくのか、もしかしたら絶滅してしまう、そんなことはないでしょうけれども、どうして減少してきているのだろうということがおわかりになりますか。

蓮尾委員 御指摘のように減少していることは確かであって、それがどうしてなのだろうということがわかれば、とてもうれしいなと思っております。

何でそういうことを言うかといいますと、まず第一に、三番瀬で生活を全部終わらせることができる鳥というのはいない。ほとんどの鳥が相当大規模な渡りをしていて、鳥の個体数が三番瀬でこうだから、では全体ではどうかということまで言うためには、少なくとも日本全体のデータはまとめたほうがいいわけです。それに近づけることはもしかしたら可能かもしれませんが。環境省でやっています「モニタリングサイト 1000」というのがありまして、その中に全国で年3回何ヵ所かの決まったポイントで鳥の数を数えるというのがあります。ただ、今回、随分時間をかけていろいろなデータや情報を集めていて、その中では、この20年にわたってずっと、完全に右肩下がりではないまでも、減っているものが多い。そこまでは言えて、ではどうしてか。実際にこの鳥が地球規模で本当に少なくなっているのか。私は少なくなっているものがあると思っています。相当これは怖いことです。本当に怖いと思っています。ただ、それがどうしてか、三番瀬からだけでは言えないし、三番瀬の状態自体だけでも言えないなど。大変お寒い発言で申しわけありませんが、そのように申し上げさせていただきます。

竹川委員 評価委員会のほうの1ページですが、(3)で、先ほど、評価委員会できちっと評価するためには全体のランドデザインがはっきりしていなくてはいけないというようなこととか、ないしは、護岸のほうの試験でもそうですが、試験の目的とかイメージが必ずしもはっきりしていない。そういうのは、再生会議から評価委員会のほうに評価を

お願いするときに、十分な論議が深まっていなかったということが原因すると思います。したがって、その辺が再生会議で十分論議されないと、評価委員会のほうとしては、あれだけの専門家が揃っていらっしゃいますので、独自の立場から長期的・定期的にやる。1ページの下の2～3行目は、そういう状況を勘案して評価委員会の姿勢を出したものではないかと。現状からしますと、どうしても再生会議での論議が不十分なまま評価委員会のほうに託してしまうので、我々としては、評価委員会のこういう機能を十分に今後発揮していただきたいという要望を、この場でも確認していただきたいと思います。

それから、自然環境調査について、5年ごとの調査をすると。6ページにそういうことについての評価委員会の見解があるわけですが、平成15年に総合解析をしまして、本来であれば5年後ですから、平成20年にきちっとした定期的な、前回と同じスケールでの調査をするということになればいけなかったのですが、結果的には22年になってしまった。そういうことも、定期的にとということであれば、きちんとやっていく必要があると思います。そういう点について、一つの問題として、評価委員会の考え方と実態とがずれているので、その辺も問題として確認していただきたいと思います。

評価委員会のテリトリーというのでしょうか、再生実現化検討委員会についての設置要綱によりますと、再生実現化検討委員会自体が評価をするという条項が入っています。ですから、実現化委員会の評価委員の仕事と、再生会議の評価委員会での仕事と若干クラッシュするということ、倉阪先生その他からも前に提案があったのですけれども、その点について、ランドデザインということからしますと、先ほどのお話のように、ここの評価委員会が全体として一元的に評価をするという点もやはり確認していただきたいと思います。

市川市 松崎委員と蓮尾委員のやりとりを聞いて一つだけ確認したいのですけれども、確か、ガン、カモ類の調査を日本全国あるいは千葉県で見ると、変わっていないと思ったのですが、ただ、三番瀬に関して言えば、どんどん減ってきていると私は思っているのですが、そういうことをちゃんと評価すべきではないですか。餌がなくなってきたから多分減っているんじゃないかとか、いや、調べてみなきゃわからないとか、いつもそういうことが多いのですけれども、そうではなくて、今ある調査結果の中だけでも、そういうおそれがあるのではないかとか、本来はこうあるべきだったことがなくなってないから環境が悪くなっているのではないかとか、そういう大胆な評価をしてもいいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

大西会長 今のところまででまとめて、幾つか御意見がありましたので、回答をお願いできますか。

細川委員 まず、遠藤委員からの要望ですが、これも個別の事業は個別の事業のお役目があって、個別の事業でやらなければいけないモニタリングとか、やらなければいけない評価というのがあると思いますので、それはやっていただくにしろ、個別の事業で何もかも全部わからないと困るというようなお願いの仕方、あるいは評価、モニタリングの仕方というのはちょっと無理があるというのも、御指摘のとおりです。

それで、データの一元的管理と共有みたいなもの、あるいはその県での実施みたいなところで言いますと、この報告の9ページに、自然環境調査とその活用の仕方みたいなことを踏まえて、調査結果については毎年取りまとめましょう、公表しましょう、そ

ういうことでみんながデータを共有するようにやっていきたいと思いますということを指摘していますし、そのときに、県のお金で調べたことはもちろんですが、他の機関が実施したのも含めてデータを整理して、あるいは自然環境調査だけでなく個別の事業の中で調べたことを整理して、毎年毎年のデータブックにしていくというようなことは提案しているところです。これは昨年度も似たような趣旨の提案を県側にしてきたところです。是非、「2008年度の三番瀬の様子」というような冊子を毎年毎年つくっていただきたいと思っています。

それから、竹川さんの御指摘ですけれども、評価委員会は再生会議のいろいろな議論の不十分性を指摘して、だから私のせいじゃないよと言うつもりはなくて、再生会議でいろいろな議論を尽くしたって、日本で最先端を走っているような事業なので、いろいろなわからないことも積み残したこともきっと出てくるでしょうから、それについてはお互いのやりとりの中で少しずつ気がついたところを指摘し合ひましょう、それでよくしていきましょうというような、そういう言い方に努めています。再生会議の目標の設定、事業計画など非常に苦勞してつくったものですので、その苦勞を理解した上で、もうちょっとこういうところの検討を深めてほしいというような言い方になっているところです。そのときに、先ほど遠藤委員の御指摘もあったように、個別の事業の中に何でもかんでも押しつけるというのよくないことですし、全体の中で何でもかんでもやってしまうというのよできないことなので、それぞれ分担しながら少し議論の整理をしようとしたのが、1ページ、2ページ、3ページぐらいのところの「申し合わせ事項」ということです。

それから、松崎さん、田草川さんの御指摘の鳥の話ではあるのですが、蓮尾さんから御説明があったように、鳥というのはその場の環境だけで決まらない、特に三番瀬ぐらいのスケールの環境だけで決まらないというようなところがあって、なかなか議論が難しいところで、大胆に言いなさいというのよ励ましのお言葉として受け取りますけれども、なかなかものが言いづらいというところ、それは御理解いただきたいと思っています。

特に鳥の餌について、最近、いろいろな新しい科学的な知見もたまってきていまして、嘴の長いとんがった鳥は深いところの餌を食べる、嘴の短い鳥は浅いところの虫をほじくり出して食べるというふうに言われていたのが、どうも違うらしいというような議論も最近出始めていまして、餌と鳥の嘴の形なども昔の教科書どおりではないということが言われ始めるという中で、どんなふう大胆な評価をするのかということについても悩んでおるところです。しかし、こういったデータを積み重ねるということの大事さ、これはあわせて指摘していただいたところです。

大西会長 後で実施計画という大きな議題が残っていますので、少し簡潔に進めていきたいと思ひます。要領よい発言を是非願ひします。

後藤委員 14 ページ、再生実現化検討委員会の事業についてですが、この中の「実験方法についての助言」というところで、(ア)では「試験の実施に当たっては、護岸改修事業の実施主体の了解を得たうえで」ということが書かれていて、また、(イ)については、予定箇所について「特に問題はない」という評価をされています。(ウ)についても、護岸改修事業実施主体の了解を得たうえで場所を決めると書いてあります。これは護岸

検討委員会にも関わる問題だと思うのですが、この辺は特別な意図があってこういう書き方をされたのかだけ教えてください。

細川委員 意図って、ここに書かれたとおりですけれども。それぞれがそれぞれの目的で試験場所を設定して、そこで試験をやりたいと言ったときには、関係する別の事業主体と重なるようなことがあったら、それは調整してほしいですねということです。

後藤委員 わかりました。

清野委員 評価委員会の検討の現場からの意見ということで申し上げます。

まず、3ページを見ていただきまして、5)ですが、一連の御意見で、実際どういうことが起きているのか明らかにせよと、今日もいただいています。ただ、それを検討するときに、まさに仮説を立てて、それを検証していくというような方法論が必要になります。

その際に、この下から2行目に微妙に書いてあるのですが、「評価委員会における蓄積知見の提供などの協力の用意がある」と書いてあります。本当は評価委員会で仮説 - 検証型の、ある程度結論に迫るようなことをやらなければいけないのであれば、そういったタイプの調査を組まないと結論が出ません。現在はモニタリングのデータを解析するというちょっと違うタイプの検討になっているので、なかなか核心に迫れないという状況でございます。

10ページを見ていただきますと、自然環境調査の年次計画があります。当初、三番瀬のモニタリングというのが計画されたときには、順次こうやって項目ごとに調査を行っていくというようなモニタリングのやり方をやっていました。ただ、近年は、今回の議論でもありますように、生物と環境とか、餌とか、そういった生物だけ、環境だけを別々にやるのではなくて、複合的にやっていく調査手法が必要になっていますし、他の干潟でもそういうものが一般的になっているので、このモニタリングの調査のデータだと、見ていくという点ではいいのですが、総合的な考察をするにはちょっと不十分なきがございまして、それは難しいところです。ただ、それに対して、一連のお話がありましたように、何とか評価委員会でも対応はしようと思っっているのですが、調査の設計の構造と、仮説 - 検証で結論に導くための仕組みが整っていないので、この部分も、今後、評価委員会もしくは再生会議の中で議論していただくと幸いです。

大西会長 ありがとうございます。

特に今の発言は、再生実現化推進事業に絡んで必要になってくるのかなと思いますので、もう既にそれが事業として始まっているので、その点も含めて、今日、まだ倉阪先生が見えていないのですが、やりとりをしながら深めていきたいと思います。

いろいろ御意見をいただきまして、冒頭申し上げましたけれども、評価委員会は、形の上では再生会議から依頼をして、「指示をして」と書いてあるかもしれませんが、お願いをして評価をしていただく。その中の項目が、個別の事業に係る影響の評価と、三番瀬の環境にあらわれる影響という全般的なテーマ、大きく二つあるわけですが、今後、事業の形が大体固まってくる中で、むしろ評価委員会から、いろいろなデータの蓄積の中で、再生の方向あるいは事業をこういうふうにしていくべきではないかと、いろいろ積極的な御提言に近い意見も出てくるのではないかと思いますので、そういうものを再生会議にも出していただいて、事業に反映させていく。再生会議が依頼をして、その依

頼事項について調査するだけではなくて、逆の局面も出てくるのではないかと思いますので、うまく両輪として機能していけばいいのかなと思います。

それでは、いろいろいただいた意見は、今後、再生会議あるいは評価委員会、双方で生かしていくとして、今日出された三つの事業についての検討結果報告については、概ねよろしいという感じではないかと思いますが、いかがでしょうか。これをもって再生会議の三つの事業についての報告として県に提出するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大西会長 では、そのように取り扱いをさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、先ほど堂本知事さんがお見えになりましたので、せっかくでありますので、一言御挨拶をいただければと思います。

堂本知事 皆様、こんばんは。

今、熱心なお話を伺っていて、本当に、この再生会議というのは、何ていうんでしょう、すばらしい会だなという感想を持ちました。

今までのプロセスを考えてみると、最初は、どちらの方向に行くのかわからない、みんなで意見を出し合っというようなスタートだったと思いますけれども、今、「三番瀬、遅いじゃないか」というふうによく言われます。何を思って「早い」と言うのか、そして何を対象に言うのかということをつも思うのですけれども。埋立を途中でやめて、この地域の再生と、そして保全ということをやっていく。私は、一番価値のあることは、このようにして皆様が、いろいろなセクターの方が、大変公平な形で御参加くださって、そして議論をしながら一つ一つ先へと進めてくださっている、このことが一番の貴重なプロセスなのではないかと思います。

一つは、やり方が大変民主的であるということ。民主的というのは、逆に言えば時間がかかることでもあります。独断専行で何かを決めてしまえば、不満は残りますけれども早い。しかし、そのようなことをしないで、丁寧に話をして、時には妥協、時にはいろいろあるかもしれませんが、とにかく結論を得るために議論をして、そして議論のための議論ではなくて、それを具体化して、計画として県のほうにお示しをいただき、いただいたものを私どもは行政レベルの計画として、事業として実施させていただくというこのプロセス。

それからもう一つは、この再生会議の段階でもう既に科学的・専門的なレベルに到達しておられるということだと思います。科学者の方も、それこそ自然保護の運動をしていらっしゃる方も、地域の住民の方も、違った専門性をお持ちの方も、皆様それぞれ、とにかく三番瀬に心寄せ、そして三番瀬を大事に思ってくださいという方が議論して下さっているわけですが、先ほどと同じ言葉ですが、そのあり方が大変貴重だと私は思います。まして、評価委員会という、またさらにそれを確認し合うというプロセスを入れていただいたことは、またこれで大変厚みが出たように感じています。

いろいろな方が三番瀬に関わられました。地域の方、漁業者の方、NPOの方、県民で公募で参加していただいた方、そしてオブザーバーとして国、地元市、関係機関、この長い間ずっと御参加いただきました。そのことが、大変厚みのある、また深みのある議論とその結果を県のほうにもお出しいただき、私どもも対等な関係で事務局的にそれをまた整理させていただくという作業を一生懸命やらせていただいています。

何より貴重なことは、今日もそうですけれども、傍聴席に皆様がお通いくださっているということでございます。議員さんの顔も見えるし、市民の方の顔も見えるし、かつて委員だった方の顔も見えるし、そういった方がきちっと傍聴席にお集まりくださっている、このこと自体が私はすばらしいと感じます。

今、海生生物の調査をやっていらっしゃるようですが、この地球の中でなかなか海から外に生き物が出ることはできませんでしたが、でも、今、私たちは陸上で生活しています。もとはといえば、やはり生命の原点は海の中だった。そのことを思うと、きちっと海の生物について調べていただく。これは三番瀬の作業のプロセスの中でとても大事なことだと思います。

先ほど鳥の話も出ました。鳥についても、ほとんどが渡り鳥。この渡りの鳥たちの生態も実態を把握するのは難しいと思いますが、それでも、根気よく皆様がおっしゃってくださっていることで、その作業も大変成果を上げていると思っています。

ラムサールの韓国での締約国会議は終わりましたが、また3年後に開かれることになります。ラムサールスポットはどうするのだとよく議会でも聞かれるのですが、私は、皆様が一生涯懸命合意を得るプロセスをいつも座長の先生を中心にやっていただいたのと同じように、ラムサールについても、できればみんなで合意をして、スポットとして大事にしていけるようなプロセスを経ることができたら大変いいのではないかと思います。

長い挨拶はしないようにという事務局の命令です。

毎回でもこうして全部の話を伺いたいという気持ちでいっぱいですが、なかなか来られないのですけれども、この時間の貴重さ、この積み重ね、これは日本広しといえども、三番瀬以外のところでこんなことをやっているところはないと思います。そのことを本当に「ありがとうございました」というたくさんの気持ちと、そしてこれからも着実に歩を進めていきたいということをお伝えして、挨拶にしたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

大西会長　ありがとうございました。

### (3) 平成21年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について

大西会長　次に、(3)平成21年度千葉県再生実施計画(案)について、に進みます。

今日の議事を効率的に進めるために、事務局であらかじめ各委員に御意見を照会しています。それも含めて、これまでの経緯、あるいは今日用意された資料について、まず県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室　これまでの経緯及び資料について、簡単に説明させていただきます。

まず、資料3-1を御覧ください。

前回、9月9日の第25回再生会議では、平成21年度の事業の方向性を議題としましたが、そのときの議論も踏まえながら、県で平成21年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)を作成いたしました。この資料3-1の左側の列、太い枠で囲んだ部分が、平成21年度実施計画(案)を記載した部分です。前回の会議でお示した方向性よりもさらに具体的な事業の案を書かせていただいております。また、この太い枠の右側の欄ですが、事

業の進捗状況として、18、19、20年度の事業の概況を記載しております。

この資料は10月下旬近くに委員の皆様にお送りしまして、御意見があれば返信をいただくようお願いをいたしました。それによりまして、あらかじめいただいた意見、さらにはそれぞれの意見に対して県の考え方をまとめたもの、これが次の資料3-2です。

資料3-2ですが、1ページから7ページまで、「1 実施計画(案)本文の修正に関する意見」を一覧表にいたしました。この表の「意見」という欄に記載したアンダーラインの部分が「この文を加筆すべき」という意見で、逆に見え消しの部分は、「この文を削除していく」という意見を表しているものです。

さらに、最後の8ページですが、本文の修正ではなくて、「2 その他の意見」として、実施計画(案)の実施に当たっての県に対する要望などをここにまとめました。

21年度の実施計画(案)ですが、今日御議論をいただいた後、必要に応じて文言等の修正を行い、内容確定をしてみたいと考えております。

次に、資料3-3を御覧ください。

この資料は、前回の再生会議でも配付いたしました。前回の再生会議から今回の会議にかけて、どのような手順で策定作業を行ってきたかを示したものです。先ほど説明したとおりに進めさせていただきました。

次に、資料3-4を御覧ください。

これも前回の会議でお配りしましたが、再生事業のうち、地理的に特定できる事業の幾つかを地図上で表現したイメージマップです。

次に、資料3-5を御覧ください。

こちらは、先ほど御覧いただきました資料3-1の1ページの「干潟的環境形成の検討・試験」の実施計画(案)の関連資料として、前々回の第24回再生会議で配付した試験案について改めてお配りしたものです。

次に、資料3-6を御覧ください。

この資料は、資料3-1の23ページ、市川市塩浜護岸改修事業の実施計画(案)の関連資料として護岸検討委員会で検討いただいた工事の計画、砂つけ試験の計画、モニタリング調査計画などを記載したものです。

時間の関係がございますので、それぞれの資料に記載されている内容の詳しい説明はここでは省略させていただきまして、議論の中で必要に応じ説明を差し上げるという形にさせていただければと思っております。

21年度の実施計画(案)に関する説明は以上です。よろしく願いいたします。

大西会長 ありがとうございます。

実施計画は県がつくる計画でありまして、これをもとに、来年度、種々の事業を実施するということでもあります。その実施に先立って、計画について再生会議のほうで必要な意見を県に申し上げる、知事宛てに提出するということが、それを来年度の事業の中に反映してもらいたいというのが、今日の議論の趣旨であります。

今、説明にありましたように、資料3-1が実施計画(案)そのもので、それに対して、この間、文書等でお出しいただいた意見に対する県の考え方がまとまっているのが3-2であります。依頼事項に誠実に対応していただいた方は、ここに全部意見が述べてあるということになって、全員の方がそうであればここに出尽くしているということであ

りますが、今日意見をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。ということで、それらも含めて意見を言っていただいて、最終的に今日まとめていきたいというのが趣旨であります。

それでは、資料3-2のうちで、まず意見を文書等を出していただいて、既に一定のやりとりが行われているものを優先的に扱っていきたいと思いますが、実施計画(案)本文の修正についての意見が1ページから7ページに書いてあります。これに対する県の考え方も記載されていますが、これについて御質問、御意見のある方、既にこれも事前に送付してあると思いますので、お読みになっていると思います。御意見がありましたらお願いいたします。

竹川委員 提案者の補足ですが、資料3-1の最初のページです。平成18年度の「結果の評価」に書かれておりますように、この年に1,100万円の予算を使って、干潟的環境形成、淡水導入に向け、期待される機能・効果や試験実施に必要な条件等を整理すると、これが立派にここに整理されているわけです。問題は、そういった条件づくりが、その後の実施段階でどういうプロセスで進んでいるかということですが、18、19、20年度と読んでみましても、そういう観点からの評価、事業計画実施内容というのが出てきていない。そういう問題意識から私は意見を書いたわけです。

この事業名が「干潟的環境(干出域)の形成の検討・試験」と、並び合わせて「淡水導入」という二つの事業名の中で書かれている方針ですが、ここで特に私がどういうふうに訂正するかは一応ここに書いたわけですが、この方針では、干出域の形成、市川塩浜2丁目というところが主体的な場所になっているわけです。これは御存知のように、実現化検討委員会では、その場所に限定せずに、先ほどの評価委員会の中にもありましたけれども、場合によっては海浜公園とか養貝場のほうということも出ておりましたし、コンセプトだけとはとにかく論議をすることにして、実際の試験の構造その他は、また十分今後詰めていくという経過になってきているわけです。

そういうことと絡めて、やはりこの市川塩浜2丁目の立地特性からしますと、連続性の問題と、湿地の再生の問題、行徳湿地とのつながりの問題、どうしても有機的にとらえたほうがいいのではないかと。そういう立場から、連続して護岸から内陸性湿地までの分野について、干出域の形成の一体化の問題と淡水導入の道筋をつくるということでここに書いたわけです。

県の考え方について、若干私も考えてみますと、この構想、特にこういう内陸性湿地に……。

大西会長 すみません、ポイントを絞って御発言いただけますか。

竹川委員 今の問題の内陸性湿地につながる連続性の確保という問題が、この干出域の形成と非常に重要な関係にあるわけです。これにつきましては、9月3日の再生会議で清野委員からも話がありましたし、9月3日、10月17日の再生実現化委員会のほうでもこういう問題が指摘されて、積極的に進めたらどうだというような話も出たわけです。そういう意味合いで、「県の考え方」にありますように、「十分に検討されていない」ないしは「検討委員会の意見を聞いた上で」というようなことでなくて、既に相当の論議が出て、委員会の多数の意見と賛成の話が出たということを前提にしてこれを書いています。そういう意味合いで、字句の訂正の問題は別としまして、私の出した提案の内容と

理由はそういうことです。

大西会長 県のほうから意見がありますか。

三番瀬再生推進室 今回の竹川委員の意見ですが、10月17日に開催された第10回三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の中では、今、竹川委員おっしゃったような行徳湿地との関連ですとか、江戸川放水路の関係といったものについても、検討することについては担保するというか、これから検討していきましょうという話は出されておりますが、ここに書いてあるような「既存の干潟的環境の活用も選択肢に入れ」ですとか、「塩浜2丁目沿岸から市所有地及び行徳内陸性湿地にかけての有機的、多面的施策の構想に基づき」云々かんぬんというような、具体的にこういう検討をしていこうというところまでは検討委員会の中では煮詰まっておりますので、現段階では十分に検討されていないということで、こういう記述にさせていただいております。

また、この実施計画案については、事務局が原案をつくり、再生検討委員会の御意見を聞いた上で取りまとめしております。ただ、竹川委員がおっしゃっているような内容については、これから検討委員会の中でも当然検討の対象にはなっていくかと思いますが、現在のところはそういう状況でございます。

大西会長 続いて御意見、どうぞ。

後藤委員 意見書の3ページですが、「生物多様性回復のための目標生物調査事業」ということで、そこでちょっと意見を出させていただいたのですが、ただ目標生物を選定すればいいよということではなくて、生息環境とか生活史の情報を整理しながら、後で報告もあると思うのですが、目標生物種を回復させるための環境条件、生態系等を共通認識として共有した上で再生の目標とプロセスを明確にしていく、それで具体的な再生事業に反映させていくということが今回目標生物の重要なところですので、県のほうでも一応入れていただいているので、この辺は実施計画として入れていただいで感謝いたします。

それから、他のところの意見ですが、5ページ、三橋委員から、「水・底質環境」のところ、「三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討」というのがあって、もちろん県の実施事項ですので、県以外の河川はさわらないのだというニュアンスで書いてあるのですが、僕も前から、三番瀬に影響がある河川については、県だけではなく市が管理しているところもありますし、最近、移管された場所もあります。そういうことだと、例えば県が一生涯懸命やっても、ある川は市がやっていて、市は何もしないよという話があると、三番瀬再生に非常に重要な影響を受ける可能性がありますので、この点については、県の実施計画なのですが、他に三番瀬の再生に必要な河川については、やはり協力しながら、県として主体性を持ってある程度取り組んでいくという三橋さんの意見を、僕も前から何回も言っているのですが、入れていただけないので、その点、今回「修正の必要はない」と書いてありますが、そのことはお願いしたいと思います。

以上2点です。

三橋委員 今回の関連で。私の意見と県の考え方を比べてみると、何かすれ違っているんですね。私は、県が管理していない河川は事業ができないのか、必要なところはやるべきだろうと言っているのであって、これ同じこと。県以外が実施するものについては触れませんがということなのだけれども。要するに、管理していないところは事業ができないのかということ。その辺の返事。できないのならやむを得ない。

大西会長 県のほうで答弁をお願いします。

三番瀬再生推進室 ただいまいただきました河川に関する御意見ですが、「県の考え方」ということで、基本的に再生の事業は県の事業を記載しているということ、こういった記載になっております。もちろん、県以外が実施するもので基本計画との整合性につき配慮を要請していくということで、こういった議論がまとめれば、例えば市の管理であってもそういったことについて要請はしていくということで、考え方を記載させていただいております。

大西会長 県が管理していない川については、事業主体が違うということですか。県がそこに出て行って事業をするということではできないと。

三番瀬再生推進室 県で事業をすることはできないので、要請をする。

吉田副会長 私も、後藤さん、三橋さんの意見に賛成なのですが、ここに書いてあるのは、多自然化等、再生の事業を行うと書いてあるわけではなくて、事業を行うというのであれば、確かに県の管理する河川というふうには書かなければいけないでしょうけれども、「再生への検討を行う」というふうには書いてあるわけですから、必ずしも県が管理する河川でなくても、三番瀬に影響のある河川について検討を行って、県の管理する河川であれば県自ら行うし、国や市が管理するものであれば依頼をしていく。そういうことなのではないかと思えます。そういう面では、「三番瀬再生に必要な河川」と書いておかしくないと思えますが。

三橋委員 例えば、県が管理する河川で海老川というのが載っていますが、海老川水系すべてを県が管理していないという部分があるわけでしょう、支流とか派生した川とか。大きく見れば海老川水系ですよ。それを県が管理しているところと市が管理しているところがあるわけで、水はつながっているわけですから、吉田委員からのアドバイスもあったのですが、もうちょっと表現を軟らかくしてもできることではないかと。

大西会長 要請をするためには、何か方向が県のほうである程度なければ要請できないということになるので、一定の状況把握が前提になると思えます。ということは、情報を収集したり、あるいは場合によっては一定の調査を関連して行うということがないと、この要請行為もできないということになると思うので。最終的に事業に絡むところは、要請ということで別な人がやるということであると思うのですが、少しそこを包括的に広く考えていくと、何らかそこに「要請する」に関連する表現ができるのではないかとということです。いかがでしょうか。

三番瀬再生推進室 それでは、今、結論が出ませんので、担当課と調整させていただきたいと思えます。

大西会長 わかりました。では、これは後でまた戻るということで、今日は出ないかもしれませんが、もう一回確認をさせていただきます。

他の点についてありましたら。

竹川委員 今の件で、漁業のほうで江戸川放水路の問題を取り上げているわけです。御承知のように、昨年9月以来、今年もそうですけれども、放水路から大変な被害を漁業のほうの資源にも及ぼしている。海域の汚染にもつながるといことが声を大にして言われておられて、その場その場では皆さんほとんどそれについて賛成、理解をするということだったので、私は、特に一般的な河川問題ということではなくて、県の管理はしてい

ないわけですが、江戸川放水路の問題を漁業の問題としてここに出したわけです。

その理由は、ここにありますように、吉田委員からも前に「ちょうどいいタイミングだ、江戸川・利根川の整備計画も始まったし」というようなお話もありましたし、江戸川工事事務所のほうも、そういう意味では、もはや老朽化対策のタイミングが来ていると。そんなことで、県の道路行政と国のほうの可動堰の河川の行政と、ここで両方結びついているわけですから、国だけではできないし、県だけでもできない。だからこれは、事業として漁業の観点から再生会議から大きな声を出していくことによって、市川のほうの一般市民の防災の問題も、漁業の問題も、三番瀬の保全の問題も、結果的に非常に良化されてくるわけです。

ですから、私の場合は、河川だけでなく、こういう問題を漁業の中で入れていますので、そういうことで水産のほうからもひとつ十分に検討していただきたいと思います。

水産課 今の竹川委員のお話ですが、お手元のほうに書いてございますように、例えば可動堰の問題、いろいろな機関が関連しているというところで、なかなか難しい面もございしますが、私、水産局でございますので、三番瀬で漁業を営んでいる方々の生活といたしますが、振興を仕事としているわけですが、水産のほうでお答えできる部分は、確かに可動堰で出水被害が出る年もございしますが、そういった状況を的確につかんで、データとして持っておく。また、漁業者のほうにもお知らせしていく。そういったことで水産のほうは対応をこれからもしてまいりたい。今までも当然してまいりました。こういうつもりでありますので、よろしくどうぞ御理解願いたいと思います。

大西会長 河川管理のほうから御意見はありますか。

三番瀬再生推進室 昨年も実施計画の議論でこのお話が出まして、国からも出水についての説明をいただいたところですが、国では基本計画を18年2月に策定して、現在、河川整備計画のたたき台を作成していると伺っております。今後、国の改修の予定等を伺いながら調整をしてみたいと思いますが、それをやるにしても、水利権の調整あるいは環境の影響の検討等、大きな課題があると認識しております。

清野委員 県あるいは国の行政の委員の方もおられますので、意見として申し上げます。

水循環の問題は、既存の行政の縦割りの分野ではもううまくいかないのだということを前提に、三番瀬の検討が始まってまいりました。ですから、現在の従来型のお答えも理解はしますけれども、できたら、こういった場を通じて、従来の縦割りの行政の中でできない市町村の枠とか、あるいは下水道、漁業、河川管理、治水、環境という総合的な場をどういうふうにつくるのかということ、積極的にこういう場を使って関係機関がよい仕事をしていただきたいと思います。

もちろんそういった場がないところでは、海からの提案を川のほうに言うことは大変ですし、あるいは河川管理者が、治水のいろいろな悩みや、環境とか利用の調整の問題を広く知ってもらおう場というのはないのです。ですから、後ろ向きにならないで、調整とか提案とかいうのではなくても、情報を共有するとか、それぞれの管理者がどういう課題を抱えていて、今までのセクターだと何ができないのかをどんどん積極的に県民のほうに伝えていくことが、おそらくすべての水の仕事をしている人にとってもメリットがあるはずだと思います。

ですから、ちょっと心の持ち方を変えていただいて、その部分で踏み込んで、例えば情

報提供していきますとか、ともに考えていきますとか、そういうことを考えていただきたらと思います。

海からの提案をする場というのはほとんどありません。ですから、三番瀬再生会議をうまく活用していただきたいと思います。

吉田副会長　　実は、評価委員会が定数に達する前にフリーディスカッションの時間がこのところ設けられていて、それが比較的充実した時間になっているのですが、その中でも江戸川放水路の検討というのは、三番瀬の再生のためにも非常に重要であるという話題が出ております。もちろん竹川委員が言われるように、江戸川放水路の放水による漁業への影響という問題は、この再生会議の中でもすごくたくさん議論されているのですが、運用の改善などによる三番瀬の再生への寄与とかそういったことについては、ところどころ出ているのですが、十分詰めた議論がされていないのです。現委員による再生会議は今回が最後ですが、できたら、早めに次の再生会議とかそういったときに、方向性として三番瀬の再生に寄与できるような、ドライバーになるようなものの議論をちょっと時間を取ってやったほうがいいのではないかと。評価委員会のほうでも、依頼されていること以外の部分でそういったことを議論したらいいのではないかとという話も出ているのですが、逆にこちらの再生会議のほうから、そういったこともアドバイスをいただきたいと評価委員会をお願いしてもいいですし、あるいはこの再生会議の中で議論してもいいと思うのです。幸いかどうかはわからないのですが、国のほうの利根川・江戸川の整備計画の案の国民への提示が非常に遅れております。ですから、そういう面で、議論できる時間があつたらいいなと私は思っております。

大西会長　　国交省の方もお見えですかね。何か御発言がありましたら。

国土交通省　　特にありません。

竹川委員　　意見に対する回答が、みんな課単位で出ていますね。今の問題であれば水産課、河川であれば河川のほう。いろいろ読んでみますと、やはり県が総合的に課を越している検討されている機関があるのではないのでしょうか。庁内の再生実現化検討委員会ですか、これは18年からずっとやっているはずですが、そういったものであるとか、場合によっては、課を越して企画調整課のほうに振っているというような話も聞きます。そういう意味合いで、課として調査だけというようなことでなくて、できれば県の全体のレベルでこういう問題については回答していただかないと、これ以上進まないと思います。次回よろしくお願いいいたします。

大西会長　　今の江戸川放水路の問題は、おそらく取り組むとすれば割と大きな問題になりますね、いろいろな意味で。

大野委員　　船橋の漁業協同組合は、当事者といえますか、絶えずこの問題に直面しているわけで、ここで何も言わないと漁業者はいないのかということになるので、一言申し上げたいと思います。

これはもう数十年にわたって同じことを繰り返しています。その都度、関係者に苦言を呈しています。江戸川流域の方たちの生命・財産を守るために仕方がないことをやっている、これが答えです。我々も国民であり、三番瀬のアサリや魚介類が被害を受けること、これも生命・財産に関わることで、生命・財産に大と小があるのかという話は常にやってまいりました。今の答弁をお聞きしていても、何を改善し、そういう方法を考え

ているとか、そういう答えは一度もいただいたことがありません。結果を調べて、その結果がどうだこうだと言われても、我々は常にその結果において生活を左右されているわけで、今年もアサリの被害は 60%に及んでいます。これは青潮もあるわけです。常に東京湾の環境は、河川に 100%影響を受けているわけです。そういう中で、もっと時間的な広さ、あるいは広域的な発想がないと改善できないのではないかと、そう感じています。

特に国交省さん、もう 10 年ぐらいになりますか、5～6 年ですかね、水域の改善という形でお骨折りをいただくようになっていきます。そういった中の確に組み込んでいただいて。何か日本には知恵もなければ技術もないような、そういうことを常に感じていますので、心からお願いをしたい。そう申し上げたいと思います。

大西会長 この点については、県からはこれ以上の答弁はないということで、これは県がつくる計画ですので、来年度の実施計画は今のようになるということかと思えますけれども、今日の議論の中で、前からこの点については議論されたことがありますので、さっき吉田委員が言われたように、来期の再生会議の中で、ラムサールとともに重点的な問題として議論したいと思います。

他の点について、資料 3 - 2 で発言がありましたらお願いします。

後藤委員 「その他の意見」というところで、県への要望です。

8 ページにまさに今の議論があって、これは目標生物だけではないのですが、再生の目標プロセスを共通認識にするという全庁的な位置づけをしてほしいというのが、一つ県のほうですね。それから、先ほど吉田さんから出ました評価委員会での議論、ランドデザインづくりをきちっとやるべきではないかという議論を、再生会議の下で、どういう組織でもいいのですが、そういう場できちっと議論していただきたい。県の考え方としては「再生会議で御議論いただきたい」と書いてありますので、その点、今回、県へ、ランドデザインづくりの全庁的な体制をつくってくださいということと、再生会議としてはそういう議論は年 3 回以外のところでやらないとおそらくできないと思いますので、そういう議論ができる場を是非つくっていくということ、少し意見として付け加えていただければと思います。

大西会長 この点はどうですか。全庁的な位置づけは一応しているのですね。県のほうから答弁を。今の後藤委員のは、8 ページの上の段ですね。

三番瀬再生推進室 グランドデザイン的な立場でということですが、県といたしましては、基本的には既に策定をされた基本計画や事業計画をもとにして順応的管理という原則がございますので、これに基づいて三番瀬の再生に取り組んでいくということを考えてまいっております。ただ、再生会議でいろいろ意見が出ておりますので、それについては今後の事業実施の参考としてまいりたい。今のところはそういうお答えでございます。

大西会長 この意見はこれで残りますけれども、ちょっと読んだ感じでは、再生の目標というのを基本計画の中に既に書いてあるわけで、再生会議でもこれを議論してきて、それがいろいろ事業に分解されたりして展開されているということになっているので、それが本当に目標に向かって正しく行われているか、あるいは妥当な事業が妥当な方向で行われているかということ、P D C A で検証していく必要があるけれども、この後藤委員の意見だけを見ると、こういう文言については、それなりの記述はあると思えますけどね。足りないという御意見はわかるけれども、もう少し深めていかないと、思惑が一致しな

いと思いますね。それを改めてそういうことを議論する機会は、目標生物もやっているし、いずれ必要になると思いますけれども。

清野委員 今の三番瀬再生に欠けているのは、事業が始まってからの具体的な詰めのところだと思います。言葉ではこういう再生の会議の場で合意していますし、県のほうもやる気があると思うのですが、では、具体的な箇所で何をどうしていくのかという、その総合的な技術の詰め場がないのです。それで、再生目標生物の一つのやり方を委員のほうからも一緒にお示しして、みんなで考えることによって、課を横断して考えることによって情報の厚みとか具体性が増していくということ、一つのやり方としてもお示ししています。

一方で、水質とか土砂管理とかけっこうハードな部分は、県土整備部と環境と水産と一緒にあって、再生推進室の中のプロジェクトルームの技術検討チームみたいな形で、本気でやっていかないと進まないと思います。おそらく県の中にそれだけ技術スタッフがいると思いますので、やりがいのある仕事になると思いますし、基礎データも十分に揃っています。だから、そういった技術的な検討の横断的な場でしっかりした場が県の中と、それから、その情報をもとに再生会議の中で、そろそろ言葉ではなくて内容とか箇所とか規模について議論するギアを今変えていく時期だと思いますので、そういう部分について県庁の中でこういった体制が取り得るかというのも検討いただければと思います。そこがクリアされると、再生実現化とか漁場再生とかいろいろなものが動き出していくと思いますので、是非それをやっていただきたいと思います。

これをやることは、多分、県の職員の方にとっても、三番瀬のこういう仕事の経験を通じて、県の他の場所でも総合的な仕事をするときの一つのきっかけとかものの進め方にもなると思いますので、三番瀬だけだと辛いという方も多いようなのですが、そういう広い目で見ただいて、やりがいのある仕事として位置づけていただくことを希望します。

大西会長 今回のこの議論は、P D C AのCに当たるところだと思います。これは「県の考え方」にもあるように、再生会議で議論してくれと言っているの、いろいろな事業を再生会議で認めてやってきているので、それらを評価して、チェックして、次のアクションを決めるという節目が毎年来ているとも言えるし、5年おきに事業計画レベルでは来るということでもありますので、少し事業が展開されているわけですから、再生会議の中でもこの点の議論はやっていく必要があるだろうと思います。

今日は、こういう議論をしていくということを確認して、今日は実施計画の議論ですので先に進みたいと思いますが、会場から意見を伺いたいと思います。

発言者A Aと申します。

先ほど河川のことが出たのですが、実際に江戸川とは違うのですが、海老川で、船橋管理と県の葛南土木管理と、管理が違うからということで、市民が呼びかけたにもかかわらず合同で歩いたりできない状況があったのです。今後、お願いがあるのですが、先ほどおっしゃったように、川は流れていくので、県と市と門があって「こんにちは」と言わなければならない川ではないわけなので、流れの中で双方の話し合いというのはあるのでしょうか。ないようだったらお願いしたいし、市民も一緒に参加させていただけるチャンスを今後つくっていただけたらどうかなと思います。よろしくお願いします。

大西会長 一緒にできなかったというところが、ちょっとよくわからなかったのですが。

発言者 A 県の葛南土木の方は参加して、海老川を一緒に歩いたんです。でも、船橋市のほうは来られなかった。あいにくその日は御用があって来られなかったのですけれども。そういう流れの中で一緒にできると今後いいなと思うので、その辺の御努力はどうなっているのかなと思います。

発言者 B 江戸川区から来ました B と申します。

36 ページ、「ラムサール条約への登録促進」のことです。

「事業の進捗状況」ということで、20 年度分について、進行状況について「三番瀬の部分的・段階的なラムサール条約への登録」云々というふうに新しく元の原案に加えられました。非常にありがたいことだと思います。

そうしますと、21 年度の事業内容についても、それを反映した内容にしてほしいと思うのです。2 行目ですが、「ラムサール条約登録に向けての合意形成が図られるよう」のところを「ラムサール条約登録の部分的・段階的登録を含めて合意形成が図られるよう」に修正すべきではないかと思います。

もう 1 点は、18 年から 20 年まで、関係者・関係機関と協議調整を進めてきました。内容を見ると、漁業協同組合関係者として具体的な相手の名前が出ておりません。そして、合意形成に向けての進行状況が具体的に書いていないのでわかりませんが、これでは遅々として進まない。22 年度までの 5 ヵ年計画でどうなるのかと思います。そこで、合意形成が図られるようにするために、一つ、関係者が一堂に会する機会も設けて、そこで全体で協議・調整を行う場もつくって進めるべきではないかと思います。そういう点で修正をお願いします。

それから、評価委員会の評価のことでお伺いします。

評価委員会の結果報告の 11 ページです。ここに生物調査の関係で「冬季調査は実施しないことで良い」という評価が出されております。これは非常に問題で、やはりすべきではないかと私は思うのですが。

実は、このことにつきまして、昨年 20 年度のモニタリング調査のところでも、やはり三番瀬再生会議は評価委員会からの報告を受けて県知事に意見を出しております。その中には、「20 年度以降の環境監視手法の改善」という項目において、「今後、護岸が長期にわたってハビタットとして機能することを確認するため、5 年を超える期間の変化や変遷を後で比較し把握できるような手法を今から検討してモニタリングをする」というふうに指摘しているわけです。ところが、冬季のモニタリングは 2 年でもう要らないと。この調査の目的も、定期的な調査の見通しがついたからというふうに、目的もそういう点で違っているわけです。調査の目的が、11 ページのほうでは「生物の再定着の状況が確認されている」と。ところが、評価委員会のほうで出しているのはそうではないのです。長期にわたってハビタットとして機能することを確認するためにモニタリング調査をやるのだと、こういうことです。そういう点から見て、20 年度のモニタリングについて評価委員会自身が出した指摘事項と違ったような内容を評価委員会は認めてしまっている。私は護岸の検討委員会と評価委員会とその点は見ましたけれども、この点についてどなたも説明がないのです。そういう点で、座長のほうから、どうしてこういうことが認められるのかを説明していただいて、ここにいらっしゃる委員の方で、もう一度、恐縮でございますが

議論していただくということで、是非会長さんのほうにお願いいたします。

大西会長　それでは委員の方の発言に戻りますが、文書で出した以外の方で意見がある方、あまり時間がないのですが、お願いします。

木村委員　10 節のことで要望ですが、私はラムサール条約の部会に入っていたときに、18 年度の「結果の評価」のところにいろいろ漁業関係者の懸念が書いてありますが、その中に三番瀬海域における漁業補償のことが非常にネックなのだ、これさえ解決すれば前進するのだからというようなことがあったのです。今回、いろいろ新聞報道にもありますが、この漁業補償の賠償額も、平成 19 年度の 5 月から県のほうで提案して、それが議会にかかるまで来たところと新聞報道にありましたが、円卓会議では僕はわかりませんが、再生会議ではその問題については一遍も具体的には説明がなかったのです。ときどきは話題として出てきましたが、この懸念の中にそれが大きく入っていますので、それが議会に通って実施されるようになれば、この事業内容もその懸念が払拭されてさらに前進する年になるのではないかと僕は思っているのです、21 年は。そういう面では、次回のときでも結構ですが、県の議会に出す報告書とか、議会の結果の報告書を、できたら三番瀬再生会議のほうに提出してもらいたいと思うのですが、そういう点はいかがでしょうか。

大西会長　まとめて意見を伺って県の答弁をお願いしたいと思いますので、他に文書で提出された以外の意見がある方がいましたら、お願いします。

倉阪委員　27 ページの「ルールづくり」ですが、中身を見ると、どうも水産資源の持続的利用を目的としたルールの周知というような観点で書かれているのですが、今後考えていかなければいけないルールとしては、例えば安全を確保するためにどういうふうアクセスを認めていくのかとか、そういうルールですね。海と触れ合うためのルール一般が必要ではないかと思しますので、ここの検討内容が若干狭いのではないかと思います。それが 1 点目。

二つ目ですが、29 ページ、「三番瀬パスポート制度（仮称）」、また仮称のままずっとやっているわけですが、「再生パスポート」あるいは「パスポート事業」というのはわかりづらいのではないかと。エコポイントという形でそろそろ言いかえてしまったほうがいいのではないかと。新規予算要求も「再生パスポート事業」というふうに書いてありますが、せめて新規予算要求の名前くらいからでも変えていったほうがいいのではないかと思います。

あともう一つ、41 ページですが、再生クラブをつくるということですが、ソフト面の事業で進捗状況はかなり遅いというか、1 年かけて設立企画会議をやって構成案を検討するとなっていますが、ソフト面の事業というのはもっと早くやろうと思えばできるわけで、この辺りはもう少し積極的に意欲的に書いてどんどんやっていったほうがいいのではないかと思います。それこそが広報につながるのではないかと思いますので、御検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

宮脇委員　第 6 節の「三番瀬を活かしたまちづくり」のところ 1 点のみですが、「三番瀬周辺地域における調和のとれたまちづくりの取組」、これは前回も申したのですが、他の分野に比べて目に見えて進展が見られないのではないかと。21 年度の目標を見ると、後半、より効率的に取り組むことが必要で、調和のとれたまちづくりのために広域的観点から県と地元市が協議を行うとともに、各市が行う三番瀬を活かしたまちづくりを支

援するとあって、進展がこの文章だと期待しかねるところがあって、具体的にもう少しまちづくりのほうも進めていただけないかなと思いました。

特に、先ほど水系のことも出ていましたけれども、三番瀬全体の構想づくりといいますが、全域のまちづくりの構想みたいなものも議論が進められていないように思われますので、積極的に開始できるような検討の場が必要なかなと思ひまして、始まったとしても何年もかかると思ひますけれども、その辺も進めるような前向きな検討をお願いしたいと思ひました。

竹川委員 意見ではないので、御安心ください。

一つは、県の考え方について確認したいのです。それは、2ページの行徳湿地の再整備の問題です。これは自然保護課の回答ですね。ところが、第20回再生会議では「部分開渠を含め企画調整課を中心として庁内の検討グループによって検討を進める」という結論になっているわけです。これに対して蓮尾委員からは、大変結構だ、ついでに並行水路についても記載をしていくからよろしく、というお話がありました。これは県の検討グループなり企画調整課のほうで受け取っているわけなので、その件がここには一切出ていないのです。それについて企画調整課のほうからの回答をお願いしたい。

もう一つは、漁業のほうで、12ページ、「8 漁業者と消費者を結ぶ取組」とあります。現在、漁業の方々といろいろな仕事をしております。これは、ただ消費者だということだけでなく、三番瀬の保全の問題とか、また一般の市民と一緒に啓発して、漁業の問題ないしは魚の資源の問題をアピールするとか、そういう形で広がっております。場合によっては一緒に調査をするということまで来ております。したがって、市民ということ、消費者ということだけでなく、「漁業者と住民・消費者を結ぶ取組」というふうにさせていただきまして、「千産千消」の項の後ろに、「漁業の住民への啓発と環境・生涯教育、漁場の海域の保全・調査、そうした多様な漁業振興についての奉仕・支援活動などを協同してやる」という趣旨の簡単な文言を入れていただきたい。私たちも、ただ放水路だけでなく、いろいろな意味合いで実際上そういう協働関係はできておりますので、これは是非とも、ただ消費者ということだけでなく、一緒に保をやるのだ、そういう支援をやるのだというふうにつけ加えていただきたいと思ひます。

その2点です。

大西会長 今幾つか出ましたので、それについて県のほうで答弁をお願いします。これは実施計画なので、それに即して修正する。文言は今日決まらないにしても、そういう方向で検討するということなのか、原案どおりなのか、その辺を少し明確にしながら答弁をしていただけるとスムーズにいくと思ひます。

自然保護課 先ほど木村委員からラムサール条約関係について出た件ですが、漁業者の懸念等につきまして、円卓のころのお話だったのでしょうか、漁業者の懸念として転業準備資金の問題でございますか、こういうものがあるというお話だったかと思ひますが、ちょっと古い資料を持ち合わせておらなかったもので、そのころそういう話が出ていたかどうか確認できないのですが、もし出たといたしましても、漁業者の懸念としては、その補償問題だけではなくて、今も出ておりますあそこをラムサールに登録する場合に前提となる国指定鳥獣保護区、その鳥獣保護区を設定することに伴う規制、これについて漁業者のほうはずっと懸念を表明してきているのですが、それについて、こちらのほうからは、それぞれの

規制の内容についての説明をペーパーにまとめて意見交換会をやってきているという形で進めてきております。

あと、議会で報告書を出すのではないかと……。

大西会長 後でそれは別に答弁があると思います。

自然保護課 自然保護課からは以上でございます。

三番瀬再生推進室長 それに関連しまして、漁業補償の関係で、議会のほうの報告資料をこちらに提出したらどうかという話でございます。資料として出しているもの自体が、予算書とかそういうものなので、それではなくて、もっとわかりやすい資料を、今日は担当課のほうと相談できる時間がないので、相談をして、出すような方向で調整したいと思いますので、それでもよろしくお願ひしたいと思います。

三番瀬再生推進室 資料の27ページの「ルールづくり」と29ページの下にあります「三番瀬パスポート制度(仮称)」の倉阪委員の質問にお答えします。

まず27ページの「ルールづくり」ですが、ここに書いている事業内容については、先ほど倉阪委員がおっしゃった「水産資源の持続的利用を目的とした既存ルールの周知徹底」だけではなくて、その前段に、先ほど倉阪委員がおっしゃったような「海や浜辺の賢明な利用に関するルールづくりに向けて、地域協議の場の設置を進めます」という事業内容を書かせていただいております。ただ、これにつきましては、現在、護岸のあり方とか護岸管理等について、地元の管理者と地元市といった中できちっとした調整がついていないということもございますので、そういった状況も見ながら、そういったものについてのルールづくりについても進めてまいりたいと考えているところでございます。

パスポート制度につきましては、来年度の事業内容に「パスポート制度(仮称)導入に向けた小規模な試験をする」と書かせていただいております。これについては、あくまでも小規模な実証試験を実施して、その後の、こういった形でこの制度を考えていくのかというものの役に立てたいと考えておりますが、事業名についてもそういった試験をやった中でまた検討していきたいと考えております。

三番瀬再生推進室 倉阪委員から、三番瀬再生クラブに関連して、広報の進め方が遅いのではないかという話がありました。広報やソフト事業については、御承知のように事業計画の中になんかの数の事業が含まれております。昨年度につきましては、三番瀬の再生計画が策定されたということで三番瀬国際フォーラムを開催いたしましたけれども、今年度については、三番瀬再生キッズ、後ほど説明いたしますが標語・シンボルマーク、こういった事業を実施しております。日ごろからホームページやメディアを活用した情報発信も地道に行っているところですが、事業計画に記載されている事業については5ヵ年間で着実に進めていきたいと考えております。

なお、パスポート、人材バンク、クラブにつきましては、来年度、予算を要求したいと考えております。

三番瀬再生推進室 竹川委員の、部分開渠の検討は企画調整課のほうでという話でございます。

こちらにつきましては、25ページの5節の「自然再生(湿地再生)事業」ということで、地域づくり推進課及び検討グループで開渠についての検討もしていくということで考えております。

都市計画課 第6節、26ページの「三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取

組」についてですが、委員から、目に見えた進展が見られないということでございます。

一つには、市川市では、塩浜地区まちづくり基本計画が策定された後に、地権者組織である市川塩浜地区第1期まちづくり推進協議会が設立され、現在、この協議会が、市も入っておりますが、土地区画整理事業の成立条件を内容とする調査を実施中であるということで、昨今の景気後退局面も踏まえてさらに慎重な検討が必要だということで、実際にはそういう検討を行っております。

また、浦安市におきましては、三番瀬を含む浦安市の河川・海岸とその周辺の緑地・公園を対象にして、今後、水際線整備の基本計画を策定する予定になっておりまして、そのための検討組織をどのようにつくっていくかということで、それを、今、市のほうで検討していると聞いております。

具体的にそういった計画ができてきて、それが公表されたり発表されれば具体の進展ということになるのですが、今その準備中ですので、今しばらく時間がかかると思っております。したがって、来年度事業については原案どおりにさせていただければと思っております。

水産課 竹川委員からのお話についてお答えいたします。

第3節の「漁業者と消費者を結ぶ取組」ということですが、水産課といたしましてこの事業を継続してやっているわけですが、これは県下全域を対象とするもので、もちろん船橋、市川、浦安もその対象ではございますが、ここに書いてありますように、販売・流通の総合対策ということで、販売促進に軸足を置いている事業でございます。そういったことで、表現の中に「漁業者と消費者」という書き方になっているところです。

大西会長 それで全部ですか。

それでは、評価委員会の細川座長に。

細川委員 評価委員会の委員長御指名で答えるというフロアからの御質問がありましたので、評価委員会からお答えいたします。

5年を超えるハビタットの機能についても調べなさいということも護岸の事業者側に要請しています。それは昨年度の要請です。昨年度のこの要請の意味についてお答えしたいと思います。

昨年度、護岸のモニタリングについていろいろな議論の中で、どのぐらいの期間にわたって護岸の表面にいろいろな生き物がつくのか、モニタリングしたらいいのかね、という議論を評価委員会の中でしました。私自身の経験を御紹介しますと、浦賀という東京湾の入口にあるところで新しい防波堤を設置して、今年はこちら、次の年はここというふうにして、数年にわたって順番に1個ずつ防波堤を設置した場所で、新しい設置した壁、2年前に設置した壁をお互い比較して、新しく海の中に入れられた壁にどのようにして生き物がつくのかという観察をした経験があります。それでいきますと、4～5年経つと、20年前からある壁と同じぐらいの生き物の様子が見られました。三番瀬は浦賀よりももっと内湾にあって、波も穏やかだし、栄養もたっぷりあるので、もうちょっと早く定着する可能性もあります。というようなことなので、新しい壁面に生き物がどうつくのかというのは4～5年見れば大体大丈夫でしょうというようなところで、そのぐらいの期間モニタリングしましょうねという議論をして、護岸の委員会側にお渡ししたといった経緯があったと思います。冬場でいくと、今年の冬で3回目の観測をするということです。21年度にな

りますと4回目ということになるので、今年の冬ぐらいいまでで概ねの方向性は判断できるだろうと評価しているところを、お金の関係で11ページのあのような結論に導いたところでは。

一方で、ハビタットの機能を5年を超えるところで見ませんかというような提案をしました。ハビタットの機能というのは何かといいますと、浦賀の例でいきますと、ときどきしづきが当たるようなところにはタマキビが棲んでいて、よく水に浸かるようなところのちょっと上のところにはフジツボが棲んでいて、それより深いところにはイガイが棲んでいて、さらに深いところには例えば藻が生えているというようなある棲み分けをして、それで全体で一つの生息地として魚の産卵場になっていたというところ、これがハビタットの機能だと思っていますので、もしそういうことが4～5年経って形成されたのだとしたら、それがその後経過とともにどんなふうになっていくのかというのは、1年目、2年目に見ている人がついでに見ていたら効率的ですよということでの提案をさせていただいた次第です。スケッチでも写真でも何でもいいのですが、1年目はこうでした、3年目はこうでした、5年目はこうでした、10年目はこうでしたという記録があると、その機能変遷について評価、理解が深まるなというところで提案した次第です。

評価委員会の中で質問したのに答えてくれなかったというような御発言がありましたが、回答ぶりが丁寧でなかったのであればお詫びしたいと思います。

大西会長　そろそろまとめなければいけません、まとめ方として、これは、知事に対して実施計画についての再生会議の意見を言うということになります。既に県のほうで「修正したい」「修正する」と言っていることについてはやり取りが合うわけで、それはそういう格好で意見を述べることにしたいと思いますが、従来は、県のほうで「修正しない」と言っているものについて、この中で「是非修正するべきだ」という合意があるものについては意見を言って、しかしそれは結果として空振りになるかもしれないということですが、それよりも、全体で共通したまとまった意見については、意見書の冒頭のところにそれを特出しして書くということで対応してきた経緯もあると思います。それで、今までの議論で幾つか重要な点があって、この実施計画の中には現段階できちんと反映できにくいものもあると思いますが、しかし今後重要になってくるものが幾つかあると思いますので、それは吉田副会長に整理していただいているので、それを議長団の報告として発表していただけますか。

吉田副会長　整理できたかどうかわかりませんが、個別のものは個別で出すことにして、今日出た議論の中で非常に重要なものを三つほど、特出しで知事への意見ということで書いたらどうかと思っております。

まず1番目は、ラムサール条約への登録促進ということについて、特段の努力をいただきたいということ。

2番目は、江戸川放水路が三番瀬に与える影響について、もちろんこれは洪水時の漁業への影響ということもありますが、それ以外にも、通常の放水路の可動堰の運用なども含め、三番瀬の再生への寄与ということも含めて議論をし、それを……。利根川、江戸川の河川整備計画への知事意見というのは非常に重要です。今、熊本県とか、淀川水系などでも知事の意見は非常に重みを増しております。そういった面で、再生会議での議論を知事意見として是非反映させていただきたい。

3番目として、これはたくさんの方から出た意見の取りまとめ全体ですが、三番瀬再生のランドデザインをもう一度議論し整理し、それを新しい今後の事業計画に反映させていただきたい。具体的には、目標生物や、それに至る中期的なプロセス、「生態系ユニット」という言葉は出ていなかったですが、「小海域」という言葉が出ていましたが、そういった区域ごとの目標の達成なども含めたランドデザインをもう一度議論して、それを反映させるべきではないかと。

この3点を是非特出しで知事に申し上げたいと思っております。

大西会長　　今まとめていただきましたが、ラムサール、江戸川放水路、再生のランドデザインということで、皆さんの意見、いろいろ出たものをかなり吸収できていると思いますので、そういうものをA4で1枚ぐらいにうまくまとめて、それで出す。意見については、修正に関わる場所はその後にくっついて、それは修正されるというものが並んでいるというまとめでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

倉阪委員　　その3点については賛成です。

それにもう1点、ソフト面の事業については相乗効果が期待できますから、年度計画で5年間で一つずつつぶせばいいというやり方ではなくて、相互の関係、戦略性も考えて、ソフト面の事業を進めるように特に検討していただきたいと思っております。

大西会長　　では、それを加えるということでまとめたいと思っております。

時間がないので、もしそれでよろしかったら。

竹川委員　　先ほど、県のほうから御回答がなかったのですが、行徳湿地について……。

大西会長　　それはあった。他のところに載っているという回答があった。

竹川委員　　あの中では、内陸性湿地の協議会の中ということです。この協議会の中には、ここにもありますように、水路の問題は入っていません。ですから、蓮尾さんのああいった要求が出てきたわけですから。そういう意味で、協議会の中にその方針が入っていて、協議会の中のワーキンググループでそれを推進するということが理解ができれば結構ですが、それでよろしいのでしょうか。

大西会長　　県のほうで答弁が食い違っているという指摘ですが、どうですか。

三番瀬再生推進室　　先ほどお答えしたように、市川市の所有地内での自然再生、湿地再生について今検討しております。その中で、行徳湿地から来る水路の部分開渠化についても検討することになっております。ただ、行徳湿地の再整備に関するもの、全体的なものについては、自然保護課が担当している事業の中で検討されているものと考えております。

大西会長　　議論の場は少なくともあるということであると思っておりますので、具体的な方針が決まっていない点が残っているところでありまして、それぞれの機会に議論して詰めていくことが必要だと思っております。

全体のまとめとしては、さっき申し上げたような格好で、文案については御一任いただくということで、吉田副会長と私のほうでまとめたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大西会長　　ありがとうございました。

### 3. 報告事項

- ・目標生物調査事業について
- ・三番瀬の再生・保全のための標語（キャッチコピー）、シンボルマーク、マスコットキャラクターの選考について
- ・三番瀬再生会議委員の応募状況について
- ・市川市塩浜護岸改修事業の進捗状況について

大西会長　それでは、残された報告事項がありますので、これを順次お願いいたします。その中の目標生物調査事業については、議論は必要と思いますが、今日は議論の時間がないので、もしこれについて御意見がある方がいらっしゃると思っていますので、これはメール等でお寄せいただいて、次期の再生会議でまたこれを議論していくこととなりますので、そういう格好でつないでいきたいと思っております。

では、お願いします。

自然保護課　資料4-1「三番瀬の再生に係る生物多様性の回復のための目標生物の選定について」という資料でございます。時間がないということですので、申しわけございませんが、かなりはしょって説明させていただきます。

この目標生物の選定については、1に書いてありますとおり事業計画に位置づけられておりまして、これについて、今年度、目標生物ワーキングというものを実施していただきました。その提案を踏まえて、いろいろな昨年度やったデータの収集とか結果を踏まえて、このページの一番下を書いてある短期的なもの、中期的、長期的と三段階に分けるといことはいかがなものか、いいのではないかと考えたところでございます。

1枚めくっていただきまして、その短期、中期、長期の目標生物種候補群（1次案）です。まだ案の段階ですが、魚類、甲殻類、貝類、鳥類、植物という形で今のところ考えてきております。埋まってないところは、まだ検討中と表示しております。

今後の進め方みたいなことにつきましては、そこに書いてあるとおりですが、生息記録、生活史、環境、餌などを中心に、再生会議及び個別検討委員会の委員の専門家の方々のアドバイスも聞きながらまとめていきたいと考えております。

ざっとしか説明しかできませんが、そんなような状況ですので、本日、委員の皆様からの意見をいただけたらと考えておりましたが、時間がないということで、会長のほうから、メールでということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2枚目が、目標生物、これは長期的な候補群の例ですが、一応このようなスタイルでまとめていきたいと思っております。特徴としては写真を掲載してございますが、それ以外、生息記録、生活史、環境、餌などについて整理していきたい。そして、短期、中期、長期すべての資料が揃いましたら、今回行ってきた選定のプロセス、選定した生物種の適否について評価委員会のほうにおいて検討をお願いできたらと考えております。

以上でございます。

大西会長　これについては、この再生会議の中で、清野委員、蓮尾委員、後藤委員にもアドバイス等をしていただいて、自然保護課のほうでまとめたと聞いております。わかりやすく写真入りで書いていただいているので、大変申しわけありませんが、さっきのような手順で意見を出していただいて、評価委員会のほうにまたお願いすることが妥当かどうかとい

うことにしたいと思います。

それでは、次をお願いします。

三番瀬再生推進室 続きまして、標語、シンボルマーク、マスコットキャラクターについてです。

前回、再生会議の後に、文書で委員、オブザーバーの皆様からいろいろ御意見をちょうだいした一覧になっておりますので、よく目を通していただくとありがたいと思います。年内に選考、公表を目指して、現在、準備を進めているところでございます。

以上です。

大西会長 次をお願いします。

三番瀬再生推進室 次に、三番瀬再生会議の委員の応募状況について報告いたします。

資料4-3ですが、前回の再生会議でもお知らせしたとおり、公募委員と環境保護団体委員について10月に公募を行いました。応募の状況は資料のとおりでございます。

環境保護団体については、応募者が定数に満たなかったということがございまして、資料の一番下にございますが、11月14日から12月1日を応募期間として追加募集を行っているところです。

以上でございます。

河川整備課 続きまして、市川市塩浜護岸改修事業の進捗状況についてということで、資料4-4を御覧ください。

工事の実施状況でございます。シート2、8月までに海域部の工事をすべて完了しております。今後は、陸上部の工事を実施する予定としております。

生物に係るモニタリング調査結果ですが、16シート目を御覧ください。潮間帯ハビタットの基盤となる中・低潮帯におけるマガキの着生面積ですが、検証基準を満たしております。再定着は進んでおります。

17シートから20シート目が潮間帯での写真です。石積みの間隙が生息空間として利用され、生物の採餌場、隠れ場、幼稚子の育成場等として利用され、ハビタットとしての機能を発揮しつつあります。

21シート目ですが、レッドデータブック(A)のウネナシトマヤガイが、完成形区間において、施工後1年にはじめて確認され、以降の調査でも継続して複数個を確認されております。

それから、「地形にかかるモニタリング調査結果」ということで22シート目です。のり先における施工前と施工後約2年の地形変化は20cmでありまして、検証基準値を満たしております。海底地形は季節的な変動とは見られるものの、現在のところまで著しい変化は確認できていない状況です。

それから底質にかかるモニタリング調査結果ですが、25シート目です。泥分の割合は検証箇所である離岸距離22m~30m、80m~100mでは約10~30%までの値であり、検証基準値40%を超えないよう満たしております。これについても、季節的な変動は見られるものの、現在のところまで著しい変化は確認できていないという状況です。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。報告事項は以上であります。

何か質問がありましたらお願いします。

松崎委員 質問というよりは、資料4 - 2、非常にすばらしい作品が並んでいると思っています。今後これを有効に活用していただきたいと思っています。特に、わかりやすいですから。三番瀬の再生というのは、私、市民の立場から言わせてもとてもわかりづらいものなので、こういうわかりやすいものを有効活用していただければと思っています。

後藤委員 目標生物の選定についての資料4 - 1の1枚めくったところに、「今後の目標生物候補の整理項目」と「今後の選定のフロー」というのを書いてあります。その中で、12月9日、サテライトオフィスで勉強会をやりますので、ここは狭いところですがどなたでも出られますので、たまたま護岸の勉強会とぶつかってしまっているのですが、どなたでも出てきていただいて、そこで御意見をいただきたいのと、漁場再生検討委員会のほうでもかなりデータベースが厚くなっていて、僕も報告書を見せていただきましたが、アマモについても、粒径、波浪についてもかなり分析ができていて、マップができ上がっているのです。是非その点で御協力いただきながら、出し入れしながら共通認識を少しずつつくっていきたくと思っています。評価委員会はすぐ投げる部分もあるのですが、皆さんでつくっていただきたいと思いますので、是非参加していただければと思います。

大西会長 それでは、さっき出ました漁業補償問題、今日説明していただく時間があつたら少し紹介していただく予定でもあったのですが、ちょっと時間がないので、先ほど資料を作成していただけるということですので、是非、今期の委員の皆さんに任期中に配付できるようにしていただきたいと思います。

それから、目標生物について議論する時間がありませんでしたが、先ほどの資料を御覧になって、意見があつたらお寄せしていただきたい。ある程度意見をいただく時間を取った上で、今度は評価委員会のほうにお願いしたい。来期の評価委員会ということになります。

今日で今年度の再生会議の会合は最後になります。どうも皆さん御協力ありがとうございました。

最後に、永妻理事から御挨拶をいただきます。知事さんは所用で中座されましたので。

永妻総合企画部理事 知事は所用で中座しました。会議中でしたので、黙って行かれたのだと思いますが、御了承のほどよろしく願いいたします。

御案内のとおり12月で任期が2年ということで、委員の皆様方は満了されるわけですが、改めて今、既に御案内のとおり手続はとらせていただいているところでございます。いずれにいたしましても、本日を含めて十分な議論を賜りまして、一言御礼を申し上げます。ありがとうございました。

#### 4. 閉 会

大西会長 では、今日の会合はこれで終わりにいたします。どうも皆さん御苦労さまでした。ありがとうございました。

三番瀬再生推進室 資料5にございますが、平成21年度につきましては、今年と同様に3回を基本に開催させていただくつもりでございますので、後日また皆様の御都合をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上